

結城市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要項

(設置)

第1条 国が定めるまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略に関し、法第10条に基づき作成する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、結城市まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行い、市長へ提案又は報告するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進及び検証に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 市民で組織する団体及び市議会の関係者
- (2) 産業分野の関係者
- (3) 行政分野の関係者
- (4) 教育分野の関係者
- (5) 金融分野の関係者
- (6) 労働分野の関係者
- (7) メディア分野の関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

2 前項において、市長が必要と認めるときは、委員を増員することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、平成27年度に委嘱する場合の委員の任期については、平成29年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び代理者)

第5条 推進会議に会長を置く。会長は、委員の互選により決定する。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は公開するものとする。

3 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、

その意見を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要項は、平成27年5月29日から施行する。